

①受入期間の延長(改正後の告示附則第1の2)

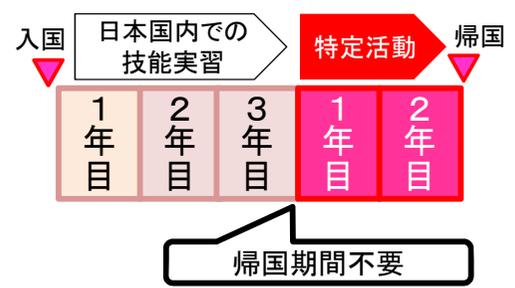
- 2020年度末までに就労を開始した外国人造船就労者については、認定を受けた適正監理計画・企業単独型適正監理計画に基づき、最長で2022年度末まで就労することができるようにするもの。ただし、新規受入は2020年度末までとする。



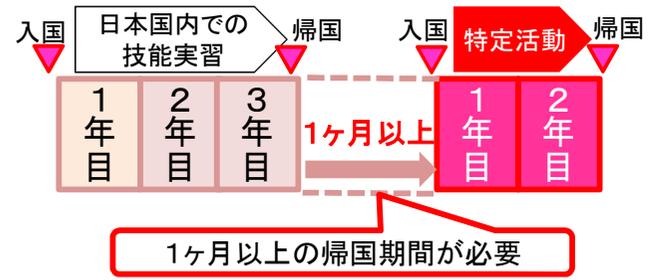
②第2号技能実習の修了後特定活動の開始前に1ヶ月以上の帰国期間を設ける(改正告示第5の2(4)及び第5の4(4))

- 改正前告示においては、第2号技能実習を修了した後、帰国期間を経ずに技能実習に継続する形で特定活動に移行することを認めていたところであるが、技能実習制度において、第2号技能実習を修了した後に第3号技能実習開始するまでの間において、1ヶ月以上の帰国期間を経なければならないこととされたことを踏まえ、告示の施行(11月1日以降)は、原則、第2号技能実習の修了後特定活動を開始するまでの間に1ヶ月以上の帰国期間を経なければならないこととするもの。

【現行制度】



【新制度】

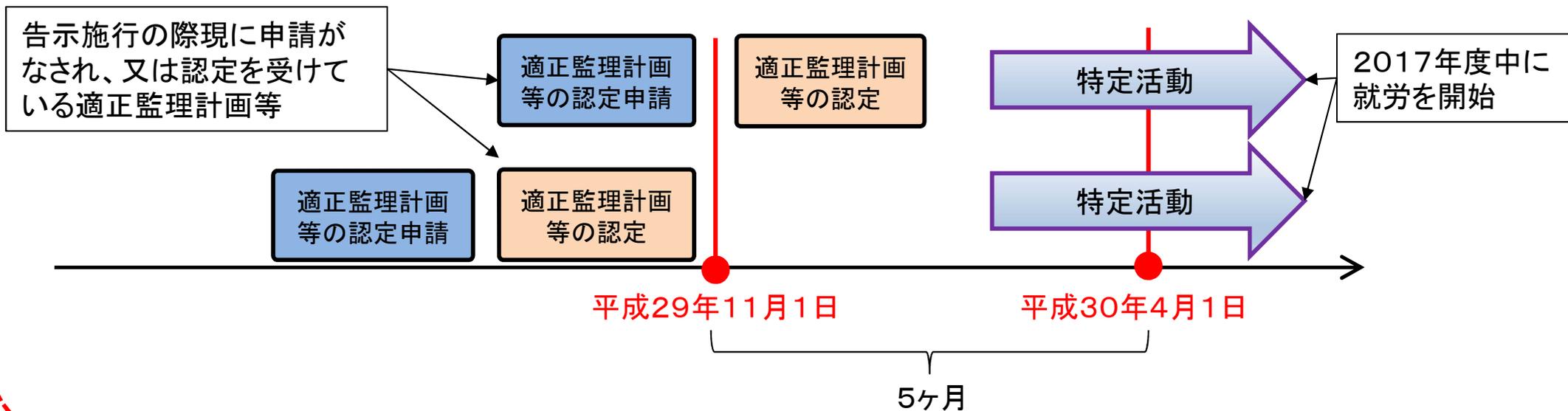


③第2号技能実習の修了後特定活動を継続して開始することを可能とする経過措置の設定(改正告示附則第2)

- ②の措置に伴い、告示の施行日(11月1日)以降は第2号技能実習の修了後特定活動を開始するまでの間に1ヶ月以上の帰国期間を経なければならないこととなるが、既に計画の認定を受けている又は認定申請を行っている事業者に対しても一律に当該運用を適用すると影響が生じる恐れがあることから、1ヶ月以上の帰国期間を経なくても良い経過措置期間として、5ヶ月設けることとするもの。

【経過措置の対象者】

告示の施行日までに認定申請がなされ、又は認定を受けている適正監理計画・企業単独型適正監理計画に基づいて、平成30年3月31日までに就労を開始している者



④技能実習法の施行に伴う所要の改正(上記以外の改正部分)

- 告示は、「出入国管理及び難民認定法」により実施されていた外国人技能実習制度に基づいて制度構築をしていたものであるが、今般、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行されることを踏まえ、所要の改正をするもの。

(参考)第3号技能実習の導入による就労パターン

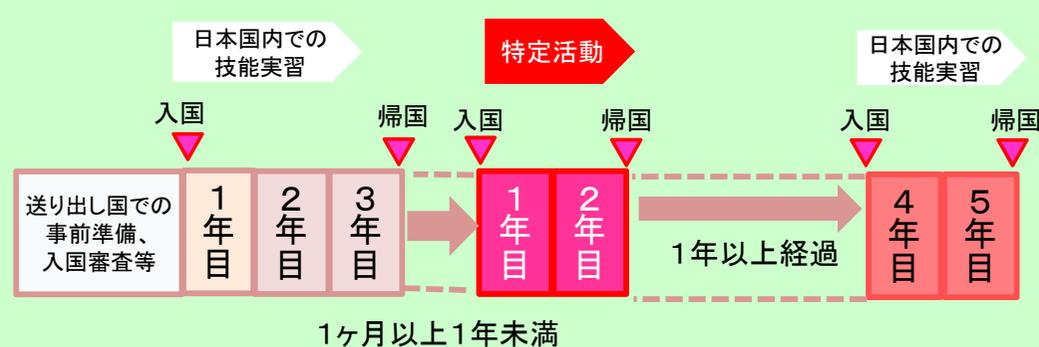
技能実習法の施行に伴い受入れが開始される第3号技能実習を踏まえた造船特定活動の就労パターンは、原則以下のとおり。

<第2号技能実習→第3号技能実習→造船特定活動>

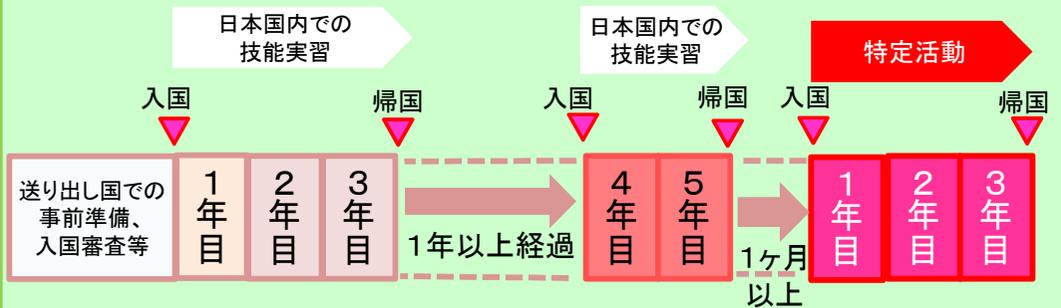


1ヶ月以上1年未満

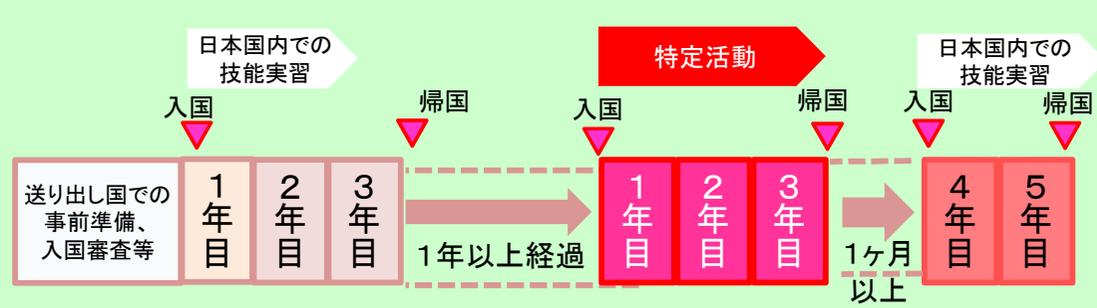
<第2号技能実習→造船特定活動→第3号技能実習>



1ヶ月以上1年未満



1ヶ月以上



1ヶ月以上